

令和元年8月伊勢原市教育委員会定例会議事録

1 開催日時

令和元年8月27日(火) 午前9時30分から9時54分

2 開催場所

市役所 3階 第3委員会室

3 教育長及び委員

教育長	鍛代 英雄
委員(教育長職務代理者)	菅原 順子
委員	渡辺 正美
委員	永井 武義
委員	重田 恵美子

4 説明のために出席した職員

教育部長	谷亀 博久
学校教育担当部長	石渡 誠一
参事(兼)教育総務課長	古清水 千多歌
参事(兼)歴史文化担当課長	立花 実
参事(兼)教育センター所長	橋口 龍郎
学校教育課長	守屋 康弘
教育指導課長	今井 仁吾
社会教育課長	小谷 裕二
図書館・子ども科学館長	倉橋 一夫

5 会議書記

教育総務課専門員	麻生 ひろ美
----------	--------

6 傍聴人

3名

7 議事日程

日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

----- ○ -----

午前9時30分 開会

○教育長【鍛代英雄】 定刻となりました。ただいまから教育委員会議を開催いたします。

----- ○ -----

#### 日程第1 前回議事録の承認

○教育長【鍛代英雄】 日程第1、「前回議事録の承認」について、お願いいたします。

○教育長及び委員全員 承認

----- ○ -----

#### 日程第2 教育長報告

○教育長【鍛代英雄】 日程第2「教育長報告」をいたします。本日は2件でございます。

それでは、学校教育担当部長からお願いします。

○学校教育担当部長【石渡誠一】 それでは、(1)「小学校給食調理業務の民間委託の試行について」、ご報告させていただきます。資料1をごらんください。

少子高齢化の進展や人口減少社会の到来により、今後も厳しい財政状況が見込まれる中、給食調理員の定年退職に合わせて、民間事業者への委託を推進し、簡素で効率的な行政運営を図ることを目的に、小学校給食調理業務の民間委託の試行を実施いたします。

委託開始時期は令和2年4月からとなりますが、令和2年度から令和3年度までの2年間を試行期間とし、この間に教育委員会で検証委員会を組織し、検証を行い、今後の小学校給食の調理業務の方向性等を検討いたします。

委託対象校は、伊勢原小学校と桜台小学校といたしました。選定理由といたしましては、市では給食の食数に応じて給食調理員を配置しておりますが、委託の実施に当たっては一定の食数の規模がある学校がより効果的であると考えられること等、総合的な判断から選定をいたしました。

委託請負業者は、公募型プロポーザル方式で民間業者1者を選定いたします。小学校給食調理業務の経験や実績、経営状況、衛生管理等、市が定める一定の基準を満たす業者から提案を受け、給食の安全性や質の観点から、総合的な選定審査を行い、最もすぐれた業者を選定いたします。

委託内容は、食材の検収、給食の調理、食器類の洗浄、施設の清掃等片づけ業務となります。委託は学校ごとに実施し、調理はそれぞれの学校の給食室で行います。委託実施後も、栄養士は各学校に勤務し、児童に必要な栄養量やバランスを考えた献立を作成し、食材の発注を行います。

食材は、伊勢原市学校給食物資納入指定業者等から安全な食材を購入し、地場食材の活用についても引き続き推進します。

あわせて、食物アレルギーへの対応や食育についても、これまでどおり実施し、今までと変わらない安全で安心な給食を児童に提供いたします。

今後のスケジュールは、10月初めに委託業者の募集を行い、10月中旬から12月下旬にかけて、参加申し込み、施設見学、第1次審査——こちらは書類審査を考えています、そして第2次審査——こちらがプレゼンテーションを考えております。これらを実施した後に、年内に優先交渉権者を決定したいと考えております。その後、年明けに優先交渉権者との契約に向けた協議を行い、契約後、令和2年4月から委託業務を開始したいと考えております。

引き続き、簡素で効率的な行政運営を図りながら、安全で安心な小学校給食を提供してまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、(2)「平成31年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査結果の取扱いについて」、ご報告いたします。資料2をごらんください。

平成31年度の調査は4月18日に実施され、その結果が7月31日に文部科学省から公表されました。今見ていただいている1枚目には、これまでの経緯及び今後の取り扱いについて記載しております。

裏面には参考資料1といたしまして、平成22年7月の教育委員会議での調査結果の公開に関する決定内容を記載しております。

右側のページは、参考資料2として、昨年度、平成30年度の公表内容を8ページまでの4枚でお示ししております。

最後は参考資料3として、今後の調査に関する実施要領の概要を記載しております。

以前にもご説明しましたが、昨年度までは主として知識に関する問題、いわゆるA問題と、主として活用に関する問題、いわゆるB問題を分けて調査していましたが、今回からA・Bの区別なく一体的に問われることとなりました。また中学校では、今回初めて英語の調査が実施されました。

それでは、初めのページ、資料2とあるページにお戻りください。

まず項番1、これまでの経緯は、後ほどお目通しいただければと思います。

続いて項番2、今後の取り扱いをごらんください。内容は昨年度と同様でございます。

(1)公表事項につきましては、国語、算数または数学、そして英語の、市全体の平均正答率、児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の市全体の平均値の一部の項目、調査結果に係る市全体の分析・見解、市内各小中学校の結果の分析及び活用についての4点でございます。

市全体の分析・見解につきましては、これまでどおり事務局で作業を行います。各学校による結果の分析及び活用につきましては、各学校において、各教科それぞれの調査結果の分析と考察を行いまして、授業の充実に向けた重点的な取り組みと、家庭で取り組んでほしい内容という形でまとめます。

今後、データを分析の上、例年どおり11月下旬をめどにホームページで公表したいと考えております。

(2) 学校による説明事項につきましては、調査結果の分析を踏まえた授業改善の取り組み方針等につきまして、学校だより等を活用して周知を図ってまいります。

報告は以上でございます。

○教育長【鍛代英雄】 以上2点の報告でございます。ご質問やご意見等がございましたらお願いいたします。

渡辺委員、どうぞ。

○委員【渡辺正美】 資料1にあります、民間委託に関係したことで2点ございます。1点目は、いわゆる給食調理員さんは、市内にどのくらいおられるのかということ。2点目は、7の委託内容のところに幾つかある中で、※の3つ目にあるような、納入業者から食材を選定したりすることに関して一体型でやるのか、その辺がどう変わるのか。

○教育長【鍛代英雄】 2点のご質問のうち、まず1点目は、市の給食調理員の人数ということでよろしいですか。

○委員【渡辺正美】 はい。

○教育長【鍛代英雄】 学校教育課長。

○学校教育課長【守屋康弘】 まず、今年度従事しております給食調理員の人数ですが、フルタイムの正規職員が24名、職員の扱いなる再任用職員が8名です。これらの方は週3日とかになります。それから、正規職員の枠でいきますと、任期付短時間勤務職員で、週4日勤務という方が2名おられます。

今年度は4名が定年退職となることから、委託を進めていきたいと考えます。

次に、物資の関係ですが、現在、小学校給食につきましては、学校給食会が物資の納入業者の選定を2年に1回行っております。物資につきましては学期単位で選定を行っております。

今回の小学校給食調理の民間委託の導入により、物資納入については特に変わることなく、発注は納入業者に対して学校の栄養士が行います。直営校も委託校も、献立は共通のもので、同じ物資が使われて、調理が直営職員か委託職員かという違いになるということです。

以上です。

○委員【渡辺正美】 ありがとうございます。

○教育長【鍛代英雄】 ちょっと補足しますと、給食調理員の関係ですが、今、学校教育課長から、いわゆるフルタイム、正規職員と再任用職員、それと任期付短時間勤務職員というお話をしました。それ以外に臨職、いわゆる臨時的な任用職員がいるわけですが、このうち定数上正規職員としてカウントされるのは、フルタイムの給食調理員だけです。再任用職員につきましても、基本的には週3日ないし4日ということで、フルタイムではございません。補足をさせていただきます。

この2件の質問はそれでよろしいですか。

ほかには何かございますか。永井委員。

○委員【永井武義】 渡辺委員の質問に関連して、質問させていただきます。  
まず、今後も厳しい財政状況が見込まれる中、執行予算の比較ですね、これによって変わるのかという質問が1点目。

今、調理員の人数規模について教えていただいたのですが、何を簡素化して何を効率的にするのかということが2点目。

他市の状況、他市がどのような形で進めているのかということが3点目。

そして4点目に、検証委員会の具体的な構成と、その業務内容についてご説明をお願いしたいと思います。

○教育長【鍛代英雄】 4点ご質問をいただきました。

学校教育課長。

○学校教育課長【守屋康弘】 まず、効果額的なものかと思いますが、参考として調理業者からいただいた各学校の見積額と平成30年度の決算から、平均給与や臨時職員の賃金等を加えた額で、正式な数字は、持ち合わせておりませんが、試算として1校当たり250万円ぐらい減るかなというところがございます。

次に、簡素化、効率化の部分について、調理業務ですが、まず民間活用できる部分については民間活力を導入するということで、簡素化・効率化に向けて学校での臨時職員の配置とか、調理業者が調理員等配置しますので、学校の負担減になったりするところもあります。そういった面での簡素化・効率化の可能性を期待しております。

それから、他市の状況ですが、自校方式ですと、県内18市中11市で、既に委託を行っております。あと、共同調理場等で行っているところとかもあります。

それから、検証委員会ですが、現段階で詳細は決定しておりません。

○委員【永井武義】 ありがとうございます。

○教育長【鍛代英雄】 よろしいですか。

ほかにはございますか。菅原委員。

○委員【菅原順子】 検証委員会ですが、2年後に、民間委託を検証した上でゴーとなれば、再度委託業者の選定するのでしょうか。

○教育長【鍛代英雄】 学校教育課長。

○学校教育課長【守屋康弘】 試行期間を2年間ということで職員組合と合意しているということです。今回の契約は3年間で契約、その間の2年間は試行ということです。この試行期間で、質であったり味であったり等の検証を行うということで、さらなる委託を拡大するのか、直営のままでいくのかという検証を行います。

ここで言うのは3年と考えておりますので、まず、その間で契約を変えることはありません。

○委員【菅原順子】 前提として民間委託を試行するということですね。

○学校教育課長【守屋康弘】 はい。

○委員【菅原順子】 わかりました。

次に、全国学力・学習調査結果について。昨年度の公表の資料がありますが、

これはこのとおりで必要十分な公表がされていると思います。

資料2の最初に、平成29年度の情報公開請求について書かれていますが、公表後のフィードバックといいますか、それがどのように利用されたかということわかりますか。

○教育指導課長【今井仁吾】 活用の結果は承知しておりません。

○委員【菅原順子】 開示理由とか、その用途などは問えないのですか。

○教育指導課長【今井仁吾】 はい。基本的には「調査研究のため」ですとか、そういう形での請求になっています。

○委員【菅原順子】 その後、どこかで公開されたとかは。

○教育指導課長【今井仁吾】 こちらでは把握しておりません。

○委員【菅原順子】 わかりました。

次に、資料2の裏面は、公表するのですか。

○教育指導課長【今井仁吾】 公表の予定はございません。

○委員【菅原順子】 下の四角の理由のところ、下から5行目に「ランクの低い学校」という記述があるのですが、ここだけをとると、表現が厳し過ぎるのではないかと思ったのですが。

○教育指導課長【今井仁吾】 こちらは答申の付言事項に記載があった文言でございまして、決定事項の付言という形で記載をしたということです。

こちらとしては、答申の付言事項を踏まえ、非公開の理由とさせていただいたところですが、これがそのままホームページに載るということではございません。

○委員【菅原順子】 表現として、「序列の下位となった」とか、その程度ですよね。

○教育指導課長【今井仁吾】 そういった付言事項をいただいたということです。

○委員【菅原順子】 わかりました。以上です。

○教育長【鍛代英雄】 ほかには何かございますか。よろしいでしょうか。それでは次に移ります。

----- ○ -----

## その他

○教育長【鍛代英雄】 その他ということでございます。まず、委員の皆様から何かありますでしょうか。

特にないようですので、事務局から何かありますか。

特にないようです。それでは最後に、来月の定例会の日程について、報告をお願いします。

○教育総務課長【古清水千多歌】 9月の定例会につきましては、令和元年9月24日、火曜日、午前10時から、開催場所は市役所3階第2委員会室となっております。よろしくお願ひいたします。

○教育長【鍛代英雄】 それでは、本日の教育委員会議はこれをもって閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

午前9時54分 閉会

----- ○ -----

<配付資料>

- 資料1：小学校給食調理業務の民間委託の試行について
- 資料2：全国学力・学習状況調査結果の取扱いについて

令和元年8月伊勢原市教育委員会定例会会議 日程表

日時：令和元年8月27日（火）

午前9時30分から

場所：市役所 3階 第2委員会室

開 会

議 事 日程第1 前回議事録の承認

日程第2 教育長報告

その他

閉 会

## 小学校給食調理業務の民間委託の試行について

- 1 目的 少子高齢化の進展や人口減少社会の到来により、今後も厳しい財政状況が見込まれる中、給食調理員の定年退職に合わせて、民間事業者への委託を推進し、簡素で効率的な行政運営を図ることを目的とする。
- 2 委託開始時期 令和2年4月
- 3 試行期間 令和2年度～令和3年度の2年間を試行期間とし、教育委員会で検証委員会を組織し検証を行い、今後の方向性等を検討する。
- 4 委託対象校 伊勢原市立伊勢原小学校  
伊勢原市立桜台小学校
- 5 選定理由 一定の規模がある上記2校を選定した。
- 6 委託請負業者 公募型プロポーザル方式で民間業者1者を選定
- 7 委託内容 食材の検収、給食の調理、食器類の洗浄、施設の清掃等片付け業務  
※委託は学校ごとに実施し、調理はそれぞれの学校の給食室で行う。  
※委託実施後も栄養士は各学校に勤務し、児童に必要な栄養量やバランスを考えた献立を作成し、食材の発注を行う。  
※伊勢原市学校給食物資納入指定業者等から安全な食材を購入し、地場食材の活用についても引き続き推進する。  
※食物アレルギーへの対応や食育についても、これまでどおり実施し、今までと変わらない安全で安心な給食を児童に提供する。
- 8 スケジュール (予定)  
令和元年10月初旬 委託業者の募集 (公告)  
令和元年10月中旬から12月下旬  
(参加申込～施設見学～第1次審査～第2次審査)  
令和元年12月下旬 優先交渉権者決定  
令和2年1月 優先交渉権者との契約へ向けた協議  
令和2年2月 契約  
令和2年4月 業務委託開始

# 小学校給食調理業務の民間委託の試行について

保護者・関係者の皆様

伊勢原市教育委員会

小学校給食事業につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。小学校給食については、近年、全国の自治体で調理業務の民間委託が増加する傾向にあります。

本市においても行財政改革の一環として小学校給食運営業務の見直しを図り、令和2年4月から伊勢原小学校、桜台小学校の2校で調理業務の民間委託について試行を行います。



伊勢原市公式イメージキャラクター  
クルリン

## どうして調理業務を民間委託するのですか

保護者の皆さんに負担していただいている給食費は、全て食材料の費用です。このほかの施設整備や、人件費、備品、消耗品等の購入費などは市が負担しています。

市の財政状況等を鑑み、民間活力の導入により効率性を高め、学校給食の質を変えことなく、安定的に継続実施するために給食調理業務の民間委託を行うことにしました。

## どのようなことを委託するのですか

学校の給食室で行う給食の調理、食器類の洗浄、施設の清掃等の業務を委託します。

献立作成や食材調達はこれまでどおり栄養教諭又は学校栄養職員（以下「栄養士」といいます。）が行い、委託業者による調理等が指示どおりかつ衛生的に行われているかを確認します。

また、食物アレルギーへの対応、食育の推進など、民間委託後もこれまでと変わらない学校給食を児童に提供します。

## どのように委託業者を決めるのですか

業者選定は、「公募型プロポーザル方式（優れた企画提案者を選定）」により行います。選定に当たっては委託請負金額のみで決定（いわゆる一般競争入札）するのではなく、小学校給食調理業務の経験や実績、経営状況、衛生管理等、市が定める一定の基準を満たす業者からの提案書の提出やプレゼンテーション等により、給食の安全性や質の観点から総合的な選定審査を行い、最も優れた業者を選定します。選定審査は有識者、学校給食関係者、PTAの代表などで構成する選定委員が行います。

今後のスケジュール（予定）

- ・令和元年10月初旬 委託業者の募集（公告）
- ・令和元年10月中旬から12月下旬 プロポーザル審査に参加申込みをした業者の審査（参加申込～第1次審査～第2次審査）
- ・令和元年12月下旬 プロポーザル審査により優先交渉権者決定
- ・令和2年3月 決定した委託業者への引き継ぎ
- ・令和2年4月 民間委託による給食開始

## 委託することで給食費の金額は変わりますか

給食調理業務委託に伴う費用は市が負担しますので、今回の民間委託によって保護者の皆さんに負担していただいている給食費（食材費）の金額は変わりません。直営（市が調理員を雇用して調理）、委託にかかわらず小学校の給食費は市内一律の額です。

## 委託することで味や質が変わってしまいませんか

直営校と同様に栄養士を配置し、児童に必要な栄養の量やバランスを考えた献立を作成し、「伊勢原市学校給食物資選定基準」に基づき、伊勢原市学校給食物資納入指定業者から安全な食材を購入します。地場食材の活用についても引き続き推進していきます。

また、直営、委託にかかわらず調理員は「学校給食衛生管理基準（文部科学省）」、「大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）」及び市で定めた「衛生についての確認事項」を遵守し調理作業を行い、衛生管理を徹底します。

そして、直営、委託にかかわらず、調理方法についても調理指示書に基づき行いますので味が大きく変わることはありません。今までどおり、児童に提供する前に学校長が検食します。

なお、食材、献立等については、これまでどおり学校から給食献立表、給食だよりでお知らせいたします。

## 調理現場が委託業者任せになることはありませんか

委託後も、学校給食の実施者が市であることに変わりはありません。これまでどおり、学校給食の安全確保には万全の態勢で臨みます。

調理作業や衛生管理の指導については、学校と連携して常に履行状況を確認し、業務委託発注者である市が行います。

万一不測の事態が起きた場合は、市・学校が責任をもって速やかに対処するとともに、業者指導をしていきます。

## 教育の一環としての給食の意義が損なわれませんか

学校給食は、学校教育の一環として位置づけられており、学校における食育の推進においての効果を期待されています。このため学校では、これまでのように担任や栄養士が食育指導を継続して行います。

また、委託業者の調理員であっても学校で働く者としての自覚を持ち、給食の受け渡しや食器返却の際に児童とあいさつをかわし、コミュニケーションをとることで児童とのふれあいや交流を図ることができます。

調理業務を民間委託しても、教育活動としての学校給食の意義が損なわれるようなことはありません。

## 現在、働いている調理員はどうなるのですか

現在、伊勢原小学校及び桜台小学校で働いている調理員は、他の小学校へ異動し、新たな配属先で給食調理を行います。

なお、委託開始までに、委託業者が実際に各校の調理現場に入り、1日の調理作業の流れや施設、設備の作動確認を行うなどしっかりと引継ぎを行います。

## どうして、伊勢原小学校と桜台小学校で試行を行うのですか

比較的規模が大きく、調理業務に従事している給食調理員も多いことから、民間委託をすることにより他の学校の調理体制の充実に最も有効であり、また、高い財政効果を考慮し伊勢原小学校と桜台小学校としました。

## 他の学校でも今後調理業務委託を実施していくのですか

現時点では他の学校での調理業務委託については未定です。

試食会やアンケート調査などで意見をいただき、その意見などを元に、給食の質などについて検証を行い、その結果を踏まえ、今後の方向性について検討し決定していきます。





# 民間委託を取り入れた学校給食の流れ

学  
校  
給  
食  
の  
流  
れ

献立の作成

◎が民間業者に委託する業務です

献立は、今までどおり文部科学省から示されている「学校給食実施基準」をもとに、栄養士が作成します。

食材の調達

伊勢原市学校給食会の物資選定部会が、「伊勢原市学校給食物資選定基準」に基づき、食材を選定し、各学校の栄養士が発注します。



食材の検収

◎委託業者の調理員が学校に納品された食材料の鮮度、品質、量目などを点検、確認（検収）します。  
※委託業者の調理員が検収を行い、栄養士が確認します。

調理作業

◎委託業者の調理員が市から提示された献立指示書に従い、安全面、衛生面に配慮した工程で調理を行います。  
※調理は各学校の給食室で行われます。



配食・運搬

◎委託業者の調理員が配食及び配膳室までの運搬を行います。  
※配膳室から教室までの運搬は各担任と給食当番の児童が行います。

給食時間・給食指導

配膳及び食器の返却までを各学校の児童が行います。担任や栄養士は、給食指導や栄養指導を行います。



洗浄・清掃

◎委託業者が食器や調理器具類を洗浄・消毒・保管し施設の清掃を行います。

担当課：教育部学校教育課学校給食係

TEL0463-74-5224（直通）

## 1 これまでの経緯

- 平成22年7月伊勢原市教育委員会の議案第32号で、全国学力・学習状況調査結果に係る情報公開請求に関して、次の2点が承認された。【参考資料1】
  - ・ 「国語A・B」「算数(数学)A・B」の市全体の平均正答率、児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の市全体の平均値については公開する。
  - ・ 「国語A・B」「算数(数学)A・B」の学校ごとの平均正答率は非公開とする。
- この承認に基づき、平成22年度以降、次の事項について公表してきた。
  - ・ 「国語A・B」「算数(数学)A・B」の市全体の平均正答数及び平均正答率
  - ・ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の市全体の平均値（一部項目）
  - ・ 調査結果に係る市全体の分析・見解
- 平成26年度国の実施要領の改正に伴い、調査結果の公表に関して改めた。  
参考として、平成30年度のホームページ公表内容は、別紙のとおり。【参考資料2】
- 平成29年度の標記調査結果について情報公開請求あり。  
公開の請求に係る行政文書の内容：平成29年度全国学力・学習状況調査における下記項目の学校別平均正答率。学校名や生徒数など類推できるものを伏せ、順不同として公開した。
- 平成31年度（令和元年度）の調査については、別紙のとおり。【参考資料3】

## 2 今後の取扱い

平成31年度（令和元年度）の全国学力・学習状況調査結果の取扱いは、次のとおり。

### (1) 伊勢原市教育委員会による公表事項

市民への説明責任として、次の事項についてホームページで公表する。

- ・ 「国語」「算数(数学)」「英語」の市全体の平均正答率
- ・ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の市全体の平均値（一部項目）
- ・ 調査結果に係る市全体の分析・見解
- ・ 市内各小中学校の結果の分析及び活用について

### (2) 学校による説明事項

保護者や地域住民への説明責任として、調査結果の分析を踏まえた授業改善の取組方針等について、学校便り等を活用して周知を図る。

### (3) 非公開事項

文部科学省「平成31年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領」に基づき検討した結果、伊勢原市としては個別の学校の調査結果について、平均正答率などの数値については非公開とする。

## 【非公開の理由】

個別の学校の調査結果の公表は、たとえ「一覧表示や順位付けをしない」「学力の一部の測定に過ぎないことを明記」等の配慮を行ったとしても、平均正答率の数値のみによる学校の一面的な序列化を煽り、在籍する児童生徒の意欲低下や誤った競争激化など、各学校の創意ある教育活動を推進する上で大きな弊害になるとともに、本調査の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため。

また、このことは、伊勢原市教育振興基本計画に掲げた基本理念と異なるものであるため。

平成22年7月伊勢原市教育委員会議 議事録より

(議案第32号)

「全国学力・学習状況調査の行政文書公開請求に係る異議申し立ての取り扱いについて」

## ■ 経緯

- 市民より、平成19・20年度の標記調査結果について情報公開請求あり。  
請求内容：「国語A・B」「算数(数学)A・B」の市全体及び学校ごとの平均正答率  
：児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の市全体の平均値
- 非公開とする市の通知に対し異議申し立てがあり、市情報公開審査会は「公開すべき」との答申。

## ■ 承認事項

- 「国語A・B」「算数(数学)A・B」の市全体の平均正答率、児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の市全体の平均値については公開する。
- 学校ごとの平均正答率は非公開とする。

## 【理由】

- ・ 学校間の序列化による弊害や、特に小規模校において個が特定されるといった支障を来す可能性が完全に払拭できないため。
- ・ 情報公開審査会答申の付言にも次のようにあるため。  
「調査で測定できるのは2科目であり、学力の特定の一部であることから、学校における教育活動の一つの側面に過ぎない。  
また、小中学校が自分の行きたい学校を選択することのできない学区制のため、序列化によりランクの低い学校に行く子どもの立場からして影響が懸念される。  
さらに、学校間の平均点を出したことで、建設的なインターアクションが起こるかどうかに関して疑問があるとの意見があり、調査結果が、指導者である教員と児童生徒を通じ保護者に戻されているのであり、結果を教育の仕方に反映しているのであれば、公開はどうかという意見が出されたことを申し添える。」

## 平成30年度 全国学力・学習状況調査の伊勢原市結果の分析について

伊勢原市教育委員会

伊勢原市では、児童生徒の学力や学習状況に関し、継続的な検証改善サイクルの確立を目的として、文部科学省「平成30年度全国学力・学習状況調査」を実施しました。

伊勢原市立小中学校の調査結果の概要をお知らせします。

【調査日時】平成30年4月17日（火）

【調査対象学年】小学校6年生 833人 中学校3年生 798人

【調査内容】

1 教科に関する調査

- ・ 国語A、算数A・数学A・・・主として「知識」に関する問題
- ・ 国語B、算数B・数学B・・・主として「活用」に関する問題
- ・ 理科・・・主として「知識」に関する問題と主として「活用」に関する問題を一体的に出題

2 児童生徒に対する質問紙調査、学校に対する質問紙調査

【調査結果についての留意事項】

- 実施教科が国語、算数・数学、理科の3教科であり、学習指導要領のすべてを網羅するものではないことから、児童生徒が身に付けるべき学力の特定の一部であること。
- 年度によって問題の質が異なるため、平均正答率の経年変化のみから、学力の向上、低下の傾向を評価することは難しいこと。

1 教科に関する調査の結果から

(1) 平均正答率

小中学校共に、全国及び神奈川県と比較して、正答数・正答率と大きな差は見られませんでした。

また、小中学校ともに、国語、算数・数学において「活用」に関する調査については、「知識」に関する調査結果と比べると正答率が低く、知識・技能を「活用」する力に課題が見られました。

《平成30年度教科に関する調査の平均正答数と平均正答率（％）（公立小中学校）》

小学校	国語A		国語B		算数A		算数B		理科	
	正答数	正答率								
伊勢原市	8.0	67	4.1	51	8.5	61	4.8	48	9.5	59
神奈川県	8.4	70	4.3	54	8.9	64	5.2	52	9.5	60
全国	8.5	70.7	4.4	54.7	8.9	63.5	5.1	51.5	9.6	60.3

中学校	国語A		国語B		数学A		数学B		理科	
	正答数	正答率	正答数	正答率	正答数	正答率	正答数	正答率	正答数	正答率
伊勢原市	24.4	76	5.7	63	23.8	66	6.8	49	18.6	69
神奈川県	24.2	76	5.8	62	23.6	66	6.7	48	17.7	66
全国	24.3	76.1	5.5	61.2	23.8	66.1	6.6	46.9	17.9	66.1

※平成29年度から県及び市の平均正答率は整数表示

(2) 教科・設問ごとの分析結果

教科に関する調査結果について、各教科・設問ごとに分析したところ、習得の状況が良好であると見られる特長と指導の改善・充実が求められる課題とが見られました。

～主な特長と課題～

小学	国語	特長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相手や目的に応じ、自分が伝えたいことについて事例などを挙げながら筋道を立てて話すこと。【A問題】</li> <li>・話合いの参加者として、質問の意図を捉えること。【B問題】</li> </ul>
		課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・話し手の意図を捉えながら聞き、自分の意見と比べるなどして考えをまとめること。【B問題】</li> <li>・文の中における主語と述語との関係などに注意して、文を正しく書くこと。【A問題】</li> </ul>
校	算数	特長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・示された情報を解釈し、条件に合う時間を求めること。【B問題】</li> <li>・異種の二つの量のうち、一方の量がそろっているときの混み具合の比べ方を理解すること。【A問題】</li> </ul>
		課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・示された考えを解釈し、条件を変更して数量の関係を考察し、分配法則の式に表現すること。【B問題】</li> <li>・<math>180^\circ</math> や <math>360^\circ</math> を基に分度器を用いて、<math>180^\circ</math> よりも大きい角の大きさを求めること。【A問題】</li> </ul>
	理科	特長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・より妥当な考えをつくり出すために、2つの異なる方法の実験結果を分析して考察すること。</li> <li>・堆積作用について、科学的な言葉や概念を理解すること。</li> </ul>
		課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実験結果から言えることだけに言及した内容に改善し、その内容を記述すること。</li> <li>・より妥当な考えをつくり出すために、実験結果を基に分析して考察し、その内容を記述すること。</li> </ul>
中	国語	特長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・話の展開に注意して聞き、必要に応じて質問すること。【B問題】</li> <li>・段落相互の関係に注意し、読みやすく分かりやすい文章にすること。【A問題】</li> </ul>
		課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・話合いの話題や報告を捉えて的確に話すこと。【A問題】</li> <li>・目的に応じて文章を読み、内容を整理して書くこと。【B問題】</li> </ul>
学	数学	特長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見取り図、投影図から空間図形を読み取ること。【A問題】</li> <li>・文字式に数を代入して式の値を求めること。【A問題】</li> </ul>
		課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・絶対値の意味を理解すること。【A問題】</li> <li>・事象を数学的に解釈し問題解決の方法を数学的に説明すること。【B問題】</li> </ul>
校	理科	特長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豆電球と豆電球型のLEDの点灯の様子と電力との関係を指摘すること。</li> <li>・実験の結果を示した表から電流の値を読み取ること。</li> </ul>
		課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風向の観測方法や記録の仕方に関する知識・技能を活用すること。</li> <li>・神経系の働きについての知識を身に付けること。</li> </ul>

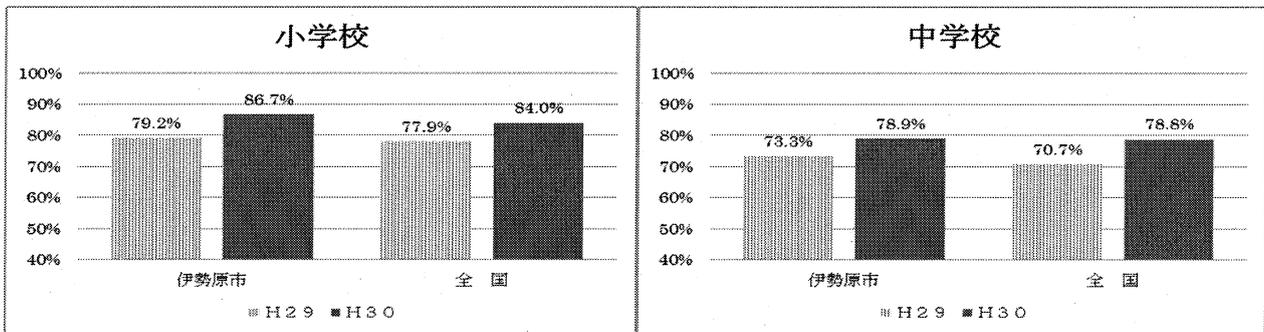
## 2 児童生徒質問紙調査の結果から

\* 各グラフの数値は、質問に対して「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した児童生徒の割合を示す。

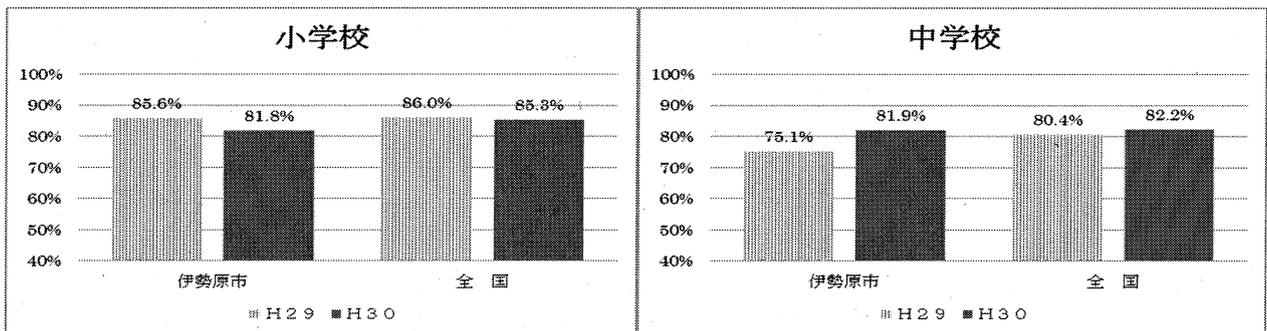
### (1) 児童生徒の生活に対する意識に関して

- 「自分には、よいところがある」と感じている児童生徒の割合が、全体的に高まっている傾向があり、各校での教育活動や道徳教育などにおける一定の成果が表れていると思われます。一人ひとり適切な評価に努め、よいところは積極的に褒める等、個に応じた指導を更に充実させることに留意する必要があります。
- 「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」と回答している割合は、全体的に高い割合を示していますが、引き続き、児童生徒の意識を高めていく必要があります。

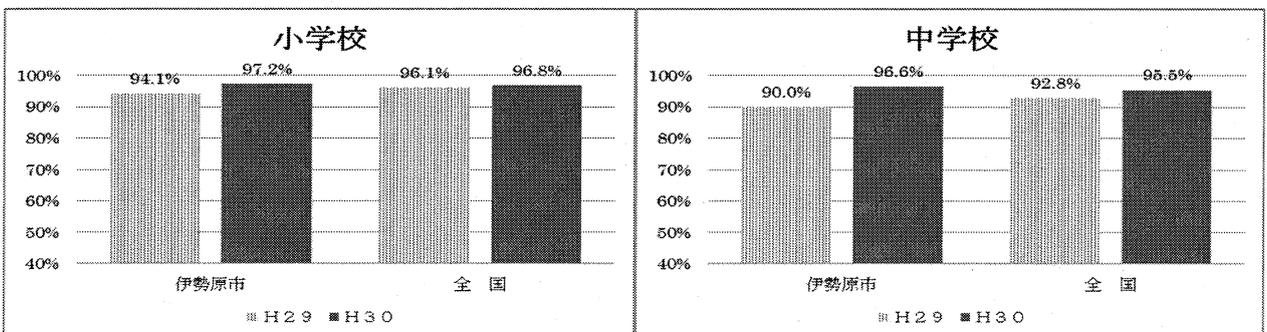
#### Q 「自分には、よいところがあると思いますか」



#### Q 「先生は、あなたのよいところを認めてくれていると思いますか」



#### Q 「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」



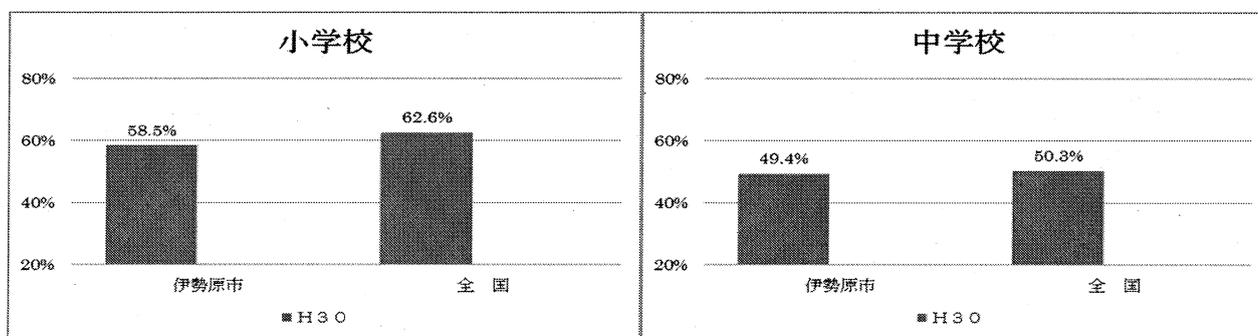
## (2) 家庭学習に関して

○「家で学校の授業の予習・復習をしている」と回答している割合は全国と比べると低い割合を示していますが、「家で学校の宿題をしている」と回答している割合は全国と比べると小学校では高い割合となりました。

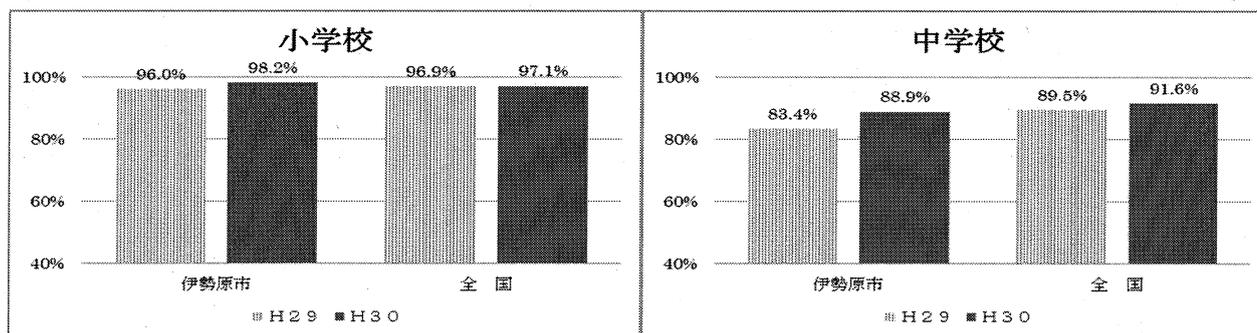
○宿題をするなど家庭学習する習慣は身に付いています。引き続き、家庭学習についての学習方法や家庭への指導や啓発を図っていく必要があります。

○勉強の時間と正答率の関係は一概には言えませんが、家庭学習を全くしない児童生徒への支援の必要があります。勉強の仕方や自分の学習課題が明確になることで、主体的に学習に取り組めるようになります。学校と家庭が連携をして、学校の学びを家庭へつなげることが大切です。

### Q「家で学校の授業の予習・復習をしていますか」(新規)



### Q「家で学校の宿題をしていますか」

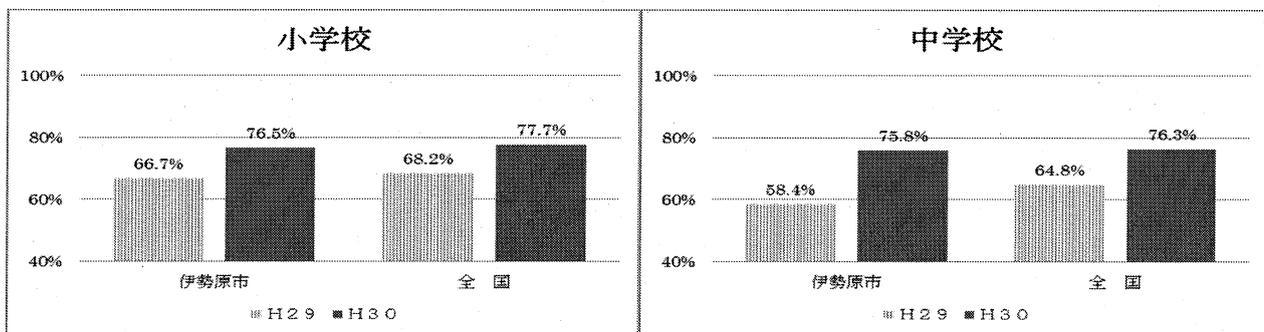


(3) 主体的・対話的で深い学びの視点から

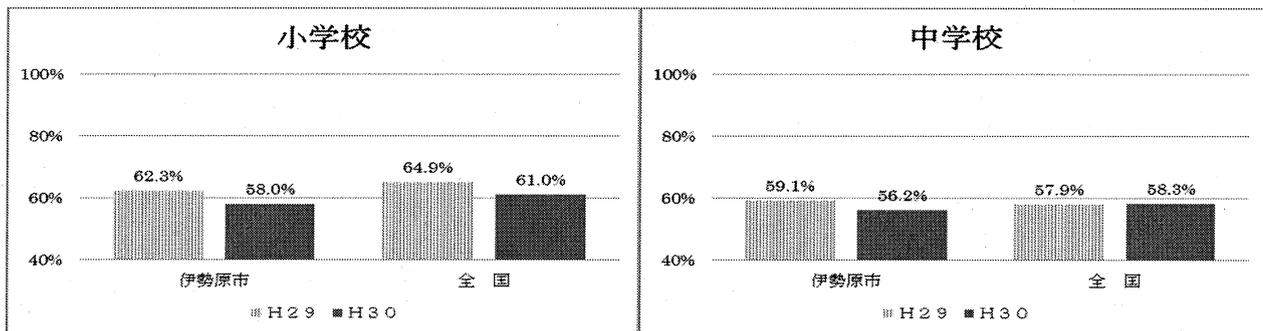
○「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている」と感じている割合は、全国と比較して大きな差はなく、昨年度と比べると、割合が増加している傾向にあります。

○学級で話し合う活動をする取組が充実してきていることがうかがえます。引き続き、思考力・判断力・表現力等の基盤となる言語能力の育成に当たって、発達段階に応じた問いを設定するなど指導を工夫していくことが重要です。

Q「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思いますか」



Q「自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組立てなどを工夫して発表していたと思いますか」

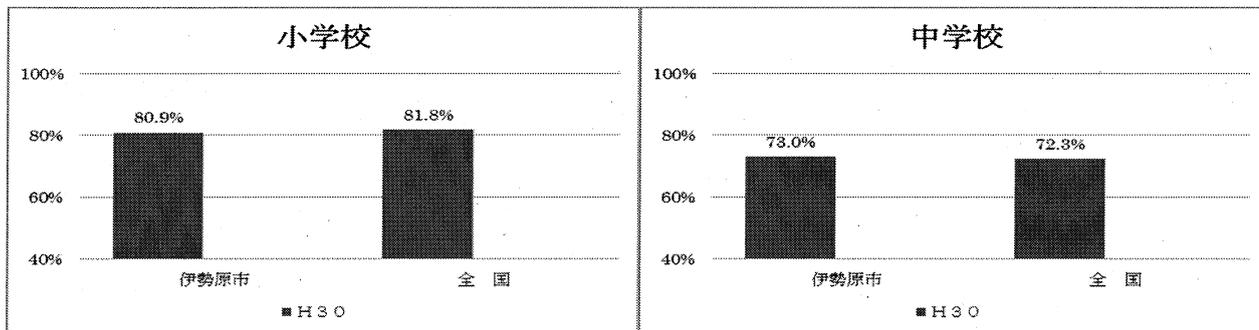


(4) 理科の授業に関して

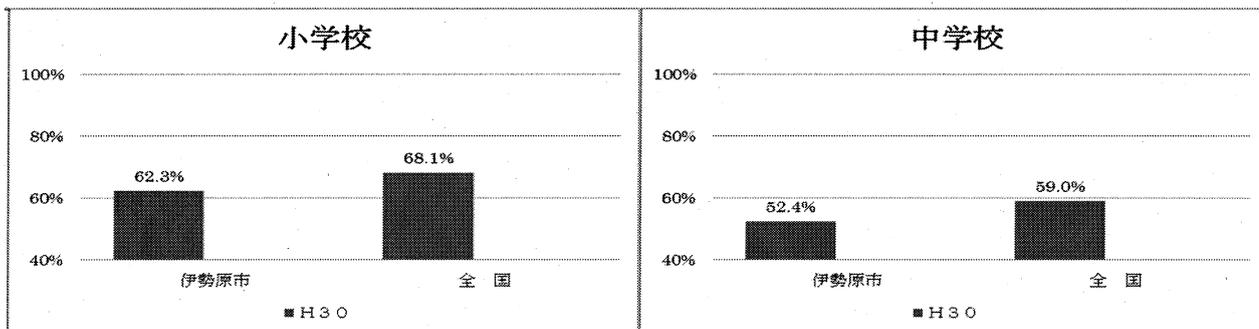
○理科の授業で、観察や実験の結果から考察しわかったことを考えることは、全国と比較して大きな差はなく高い割合になりました。しかし、観察や実験の進め方や考え方が間違っていないかを振り返って考えることは低い割合になりました。

○理科の授業では、実験や観察を見通すこととともに振り返って考えることが大切です。振り返って考えることによって、学習内容の確実な定着を図れるとともに、妥当性を検討するなど総合的に振り返る力を付けることができます。振り返りをしてまとめる活動を計画的に授業に取り入れることが重要です。

Q「理科の授業で、観察や実験の結果から、どのようなことがわかったのか考えていますか」



Q「理科の授業で、観察や実験の進め方や考え方が間違っていないかを振り返って考えていますか」



3 児童生徒質問紙調査と教科に関する調査のクロス集計結果から

児童生徒質問紙調査の結果と教科に関する調査結果との関係を見ると、次のような児童生徒ほど、教科の正答率が高いという傾向が見られました。

- 朝食を毎日食べている。
- 家で、自分で計画を立てて学習している。
- 家で宿題をしている。
- 家で教科書を使いながら学習している。(中学校)
- 地域や社会の出来事に関心がある。
- 自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章、話の組み立てなどを工夫して発表している。
- 話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができている。
- これまでに受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいた。

#### 4 学校がよりよい授業実践に向けて重視していきたいこと

各学校では、次のような点を重視し、全学年・全教科を通じて授業の充実を図る必要があります。

- ☆ めあて、自分の考え、授業のポイントをノートに書かせ、授業のめあてが達成できたか、授業で何が分かったか、何ができるようになったか、振り返りを行う。
- ☆ 発問や指示を厳選し、子どもの考える時間（書く時間）・相談する時間・深め合う時間を大切にす。
- ☆ 実生活における事象との関連を図った授業を行う。
- ☆ 言語活動については、各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動を通じて学校全体で取り組むこと。
- ☆ ICT（情報通信技術）を活用した授業を行うこと。
- ☆ 各教科等で身に付けたことを、様々な課題の解決に生かすことができる機会を設けること。

#### 【小学校国語】

- 共通点や相違点を明らかにしたり、複数の事柄を関係付けたりしながら、話す、聞く、書く、読むこと。→言語活動を通して力をつけること。
- 言語環境を整えること。（漢字、読書、慣用句など）→日常生活の中で触れることを通して身につけること。

#### 【小学校算数】

- 作業的・体験的な活動を通して、数量の関係について理解できるようにすること。
- 日常生活の事象を表やグラフを基に、複数の観点で考察したり表現したりすること。

#### 【小学校理科】

- 既習の内容や生活経験と関連付けて話し合う場を設定し、提示された自然の事象・現象を捉えることができるようにすること。
- 問題を確認し、実験などで得られた結果を根拠とした考察を行い、実験結果から言えることだけに言及した内容かどうかについて検討すること。

#### 【中学校国語】

- 言語活動を通して、「情報を得る」→「得た情報を整理し、的確に理解する」→「得た情報を活用して表現する」力を身につけること。
- 学習したことを意識的に使用すること。→国語への関心・意欲・態度を高めること。

## 【中学校数学】

- 身近なものについて視点を決めて観察し、平面図や立体図などに表現して、その空間図形のもつ性質を考察する活動を取り入れること。
- 事象を数学的な解釈に基づいて捉え、その性質を理解すること。

## 【中学校理科】

- 自分の考えを持ち、自分や他者の考えを検討して改善する学習活動の充実を図ること。
- 日常生活や社会との関連を図り、理科を学ぶことの意義や有用性を実感できるようにすること。

## 5 家庭にお願いしたいこと

進んで学ぶ子どもを育てるために、家庭においても特に次の点について、ご指導をお願いします。

- 規則正しい生活習慣を心がけましょう。  
例) 早寝・早起き・朝ごはん、家庭学習や読書等の習慣 等
- 家族で、学校や社会での出来事、将来のことなどについて話をしましょう。
- 日常生活の中での「達成感」を大切にしましょう。  
例) 家庭の中で子どもに役割を与えましょう、子どものがんばりをほめましょう 等
- ボランティア活動や地域の行事等と一緒に参加しましょう。  
例) 市民総ぐるみ大清掃、公民館まつり、総合防災訓練、地区・学区体育祭などへの参加 等
- テレビゲームや携帯電話・スマートフォン等の使い方について、話し合みましょう。  
「伝え合おう 大切なこと 互いの声で」  
「スマートフォンをスマートに ～大切なのは自制心～」  
(平成 27 年度伊勢原市中学生からのスローガン)



伊勢原市教育委員会では、家庭学習の手引きとして、冊子『学びのすすめ』を作成し、学校を通じて家庭に配布しています。ぜひご活用ください。

参考) 冊子『学びのすすめ』は伊勢原市教育センターのウェブサイト内リンクリストからダウンロードできます。( <http://www.isehara.ed.jp/center/> )

「平成31年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査に関する実施要領」の概要

教育指導課

## ■ 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

## ■ 調査の対象

小学校第6学年 中学校第3学年

- \* 特別支援学級在籍の児童生徒のうち、下学年や特別支援学校（知的障害）の教科内容の指導を受けている児童生徒は除く。

## ■ 調査の期日

平成31年4月18日（木）

## ■ 調査事項

## 【児童生徒に対する調査】

## ○ 教科に関する調査

- ・ 小学校：国語、算数 中学校：国語、数学、英語
- ・ 出題範囲：調査する学年の前学年まで
- ・ 出題内容：①身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等  
②知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等に関わる内容  
調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。
- ・ 出題形式：記述式の問題を一定割合で導入

## ○ 質問紙調査

- ・ 学習意欲や学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問

## 【学校に対する質問紙調査】

- ・ 指導方法に関する取組や人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問

## ■ 調査結果の活用

- 学校は、各児童生徒に対し個人票を提供するとともに、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。
- 伊勢原市教育委員会及び学校は、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

## ■ 調査結果の公表

### 【基本的な考え方】

調査結果の公表に関しては、伊勢原市教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

### 【市町村教育委員会における公表】

- 設置管理する学校全体の結果を公表できる。
- 個別の学校の結果を公表できる。この場合、個々の学校名を明らかにした公表については、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
- 学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、上に準ずること。

### 【個別の学校の結果を公表する場合の配慮事項】

- 1 単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。  
さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
- 2 教育委員会が個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行う場合、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。  
また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。
- 3 平均正答数や平均正答率などの数値について一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表などは行わないこと。
- 4 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面であることなどを明示すること。
- 5 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。
- 6 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

### 【情報公開に関して】

- 文部科学省は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）」第5条第6号の規定を根拠として、公表しない調査結果を不開示情報として取り扱う。  
(理由) 序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため
- 伊勢原市教育委員会でも、情報公開条例の同様の規定を根拠とし、適切に対応する必要がある。